

令和4年度外来生物対策のあり方検討会 議事録

1. 日時 令和4年6月7日(火) 13:30~15:30

2. 方法 Web会議形式

3. 出席者(敬称略)

(座長) 石井 実

(委員) 秋田 直也 磯崎 博司

五箇 公一 竹内 正彦

田中 信行 中井 克樹

早川 泰弘

(環境省) 奥田自然環境局 局長

松本大臣官房 審議官

関谷総務課 課長

中村総務課 課長補佐

則久野生生物課 課長

大林外来生物対策室 室長

水崎外来生物対策室 室長補佐

(農林水産省) 古林大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室 課長補佐

湊谷大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室 係員

朝長農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 課長補佐

中園消費・安全局植物防疫課 課長補佐

後藤消費・安全局植物防疫課 課長補佐

藤本農林水産技術会議事務局研究開発官室 研究専門官

樋口農林水産技術会議事務局研究開発官室 研究専門官

(水産庁) 丸山漁場資源課 漁業監督指導官

(国土交通省) 小野港湾局総務課 専門官

相根航空局総務課危機管理室 危機管理調整官

日比野航空局総務課危機管理室 危機管理第二係長

増田総合政策局環境政策課 係長

4. 議事

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度外来生物対策のあり方検討会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、環境省自然環境局の奥田局長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省（奥田）】 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、令和4年度外来生物対策のあり方検討会のためにお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より自然環境行政に多大なる御協力をいただいていることを、この場を借りて改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

御承知のとおり、昨年から外来生物対策のあり方検討会では、外来生物法の施行状況の点検について御議論をいただいております。そして、今後の在り方について提言をいただいたところでございます。これを踏まえて、改正外来生物法が先月5月11日に全会一致で成立ということで、5月18日には既に公布をされたところでございます。委員の先生方の皆様には、法改正の土台を固める議論をいただいて、今回の改正に進めていただいたということを改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、法改正後の動きでございますけれども、まずは特定外来生物被害防止基本方針を変更する必要があります。基本方針は中央環境審議会に諮問し、審議いただく事項となっておりますが、外来生物法の施行状況の点検の際にも、あり方検討会では様々な御助言をいただいております。このことから、今回も検討会の皆様の御意見を伺う場を設けさせていただきました。本日は基本方針の変更案について、事務局において一案を作成しておりますので、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、本日いただいた意見につきましては、今後の中央環境審議会での議論に反映をさせていただきます。

本日はちょっと長い時間になりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。本日は8名の委員全員に御出席いただいております。事務局より御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

まず、神戸大学大学院准教授の秋田委員です。

大阪府立大学名誉教授の石井実委員です。

岩手大学名誉教授の磯崎委員です。

国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長の五箇委員です。

農業・食品産業技術総合研究機構動物行動管理グループ領域長兼グループ長の竹内委員です。

元東京農業大学教授で現在環境コンサルタントENVIの田中委員です。

滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員の中井委員です。

日本植物防疫協会理事長の早川委員です。

ちょっと中井委員の到着が遅れているようでございます。

本日、石井委員に座長をお務めいただいております。

その他の出席者につきましては、個別の御紹介は省略させていただきますが、環境省、農林水産省、オブザーバーとして国土交通省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただいております。本日の会議では、回線の事情により、マイクとカメラは発言のときのみオンにさせていただき、それ以外は原則としてオフにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される際には、お名前の横に表示される挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら御発言いただけますようお願いいたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には、資料1から資料4までを統合したPDFと参考資料1から4までを統合した2つのPDFファイルを事前に配付させていただいております。資料には通しページを振っており、資料番号ごとにPDF上の「しおり」の機能をつけてあります。画面上では資料の表示はいたしませんので、お手元で御確認いただけますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、事前に一般傍聴者を募り、申込みされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。

それでは、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

【石井座長】 承知しました。皆さん、こんにちは。石井でございます。今回も進行役を

務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先ほど局長からございましたように、改正外来生物法が成立、公布されております。これに基づく基本方針の変更ということで、この案について中環審の野生生物小委員会のほうで議論しているところですが、ここではヒアリングをするという位置づけになるというふうに思います。ここでの議論につきましては、野生生物小委員会での議論に反映するという局長のお話でございました。

それでは、本日の議題は、その他含めて2件ですが、主には特定外来生物被害防止基本方針の変更案について、忌憚のない御意見を伺うということになっております。長い会議になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)「特定外来生物被害防止基本方針の変更について」ということで、環境省から説明をお願いいたします。水崎補佐ですね。よろしくお願いいたします。

【環境省（水崎）】 環境省外来生物対策室の水崎です。今日はよろしくお願いいたします。

それでは少々長くなるかと思ひ、恐縮ですが、資料について1から順番に説明をさせていただきます。まず冒頭、局長からもありましたとおり、皆様の御助言を踏まえて成立した改正法の概要について、資料1に沿って説明をさせていただきます。

資料1、通しのページ番号もございますけれども、右下のほうに大きく1番、2番とページ数を振ってございます。めくっていただいて2ページ、「今回の法改正のねらい・ポイント」というページがあるかと思います。こちらについてですが、今回改正のポイントは3つございまして、1つ目はヒアリ関係、2つ目はアメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、3点目としまして、責務規定の新設ですとか防除の円滑化という3つになってございます。

1枚進んでいただきまして、3ページでございます。まず、ヒアリ対策の強化に関して3つ、3ページ説明がございまして、「ヒアリ対策の強化①」というスライドでございますけれども、こちら上の緑色の四角が法律の条文に近い表現となっております、下の現行、改正後という箱が概略となっておりますので、下のほうで御説明させていただきます。

まず現行は、防除のときのみ民地などに立入りができるという規定がもともとあったわけですが、改正後は防除、駆除の前の生息調査のための段階でも立ち入れるということになってございます。また2点目ですが、現行法では通関前の輸入品ですと

か、それを包んでいるもの、コンテナなど、そういったものについて検査、消毒廃棄命令ができたわけですが、改正後につきましては、この輸入品だけではなくて、それが置かれている土地ですとか施設、そういったものも検査、消毒廃棄命令の対象となったということでございます。こちらのページに関しましては、特定外来生物全般に関する規制権限の強化となっております、今年の7月1日の施行を目指しております。このほかの規定に関しましては、法律の公布から1年以内の施行ということになっておりますので、来年の4月頃の施行を想定しております。

続いて4ページ、通しで言うと8ページでございますけれども、こちらについては、ヒアリ対策の強化のために、要緊急対処特定外来生物という新しいカテゴリをつくりました。ヒアリのように、非常に被害が大きいものを要緊急対処特定外来生物に指定をすることを規定してございます。

続いて5ページ、通しでの9ページになりますけれども、こちらが先ほど新設した要緊急対処特定外来生物に指定をした際に、どういった権限が強化されるのかということでございます。こちらも下半分の現行、改正後のところで、改正の大きな3つのポイントを御説明させていただきます。

まず1点目につきましては、これまでは通関前の輸入品等に対してしか検査、消毒廃棄命令ができなかったわけですが、改正後は、通関した後の物品ですとか、また施設や土地の検査、消毒廃棄命令の対象となるということでございます。2点目でございますが、これまでヒアリを特定する1日～3日の間というのは、任意の形で事業者の方に動かさないでくださいということをお願いしておりましたけれども、改正後につきましては、同定中の際に移動停止を命令することができるという規定を追加しております。最後3点目ですが、事業者の方に多方面でいろんな御協力をいただいておりますが、こちらについて法的根拠がない状態でしたけれども、改正によりまして、事業者の方に配慮いただきたい内容を定めた対処指針というものを法定指針を新設して、状況に応じて報告徴収ですとか、助言、指導、勧告、命令、こういったことができる規定が加わっております。

以上が、ヒアリに関する規定でございます。

続いて、アメリカザリガニやアカミミガメを想定した規制手法の整備、大きなページ番号で6番、通しで10ページの資料になります。こちらにつきましては、皆様御承知のとおり、今の特定外来生物については確実に飼育規制など厳しくかかる立てつけになっておりますので、アメリカザリガニなどを指定すると、大量に飼われている個体が外に逃がされ

てしまうのではないかという課題があったわけですが、今回の法改正によりまして、まず、政令でアカミミガメですとか、アメリカザリガニを特定外来生物に指定をして、かつ、同じく政令で、その両種、それぞれの種については、こういった規制を抜きますということを政令で定めることができるということを法律で規定しております。ですので、実際にアメリカザリガニ、アカミミガメを特定外来生物に指定したりですとか、それぞれの種についてこういった規制をかけるのか、こういったものは今年10月頃を想定しておりますけれども、政令の中で定めていくということになります。

現時点の想定では、こちらにありますとおり、輸入や放出は規制をする、また飼養等に関しましては、販売または頒布を目的とした飼養等を規制する、譲渡し等に関しましては、販売や購入または頒布について規制するということを想定してございます。

なお、若干細かい話ですが、例えばザリガニを養殖して、缶詰のような形で加工して販売するような業態も想定されますので、そういったところも含めて規制が必要ではないかと考えておりますが、詳細について、また検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

資料1の最後7ページ、通しの11ページでございます。防除の円滑化ということで、まずは責務規定というものを外来生物法に新設しております。これは、これまで外来生物法には、こういった規定が全くなかったものを新しくつくったということでございます。特に太字の部分ですが、主に防除を想定したものとしまして、緑色の国の責務では、未定着ですとか、局地的に分布する特定外来生物の被害・まん延防止をする、また世界自然遺産のような生物多様性確保上重要な地域での被害防止を行うということを規定しております。都道府県のほうにつきましては、定着をした特定外来生物の被害防止、市町村に関しましては、同じく定着した特定外来生物の被害防止に努めるという形で規定をしておりまして、国では、こういった地公体の支援ですとか、事業者、国民、民間団体の活動促進、こういったことが責務として規定されております。

青いところが、事業者や国民の責務でございますけれども、知識と理解を深めていただいて、外来生物を適切に取り扱っていただく、また行政の施策に影響力をするというところでございます。この青い部分の3点目が、主にヒアリを想定した事業者向けの規定ではあるんですが、先ほど権限強化に出てきました、例えば移動の停止とかを物流事業者の方をお願いをする場合に、荷主の方などの御協力が必要だということで、そういった荷主の方、物流事業者が外来生物法を遵守する際に、きちんと配慮していただくということ

を責務の中で規定してございます。

黄色の部分は、関係者で相互に連携協力をするということを規定してございます。

続きまして、責務規定に連動しまして防除の規定も見直してございます。現行法では、都道府県、市町村というのは、防除するときは国に確認の申請手続をしていただくということをしておりますけれども、都道府県に関しましては、国と同等の努めるではない形の責務を有するというので、この確認作業をせずに、防除の概要をホームページに掲載するような形で防除ができるとしております。

また、こちらは資料に表現し切れておりませんが、都道府県が防除についてホームページ掲載する際に、市町村と一緒にやりますという形でホームページに載せていただければ、市町村の確認手続も不要となるという形で法律を規定してございます。

以上が改正法資料1の概要となります。

続きまして、縦の資料2について御説明させていただきます。通しで言うと24ページの資料2について御説明させていただきます。こちらは、今回の議題である基本方針の変更について、法律的な位置づけを背景のところで記載してございます。中央環境審議会の意見を聴くこととなってございます。24ページの下半分の参考のところが、これまでの検討経緯ですけれども、あり方検討会からの提言も含め、中環審でも御議論いただいて改正法案を審議してきたということでございます。

続きまして、25ページでございます。2番の変更の主な論点は、別資料で御説明させていただきます。

3番の検討スケジュール（案）のところでございますけれども、先週6月2日に中央環境審議会の野生生物小委員会で、最初の1回目の審議をさせていただいております。本日、あり方検討会の先生方にヒアリングをさせていただきまして、7月に両会議、先週と今週の本日の会議を踏まえた修正案について、野生生物小委員会で議論をいただきまして、パブリックコメントを経て、最後に取りまとめの野生生物小委員会を行うというスケジュールで考えてございます。

そのほか改正法等の施行に向けたスケジュールでございまして、先ほど御説明しましたとおり、改正法の一部規定に関しましては、今年の7月1日施行、そのほかについては一番下にありますとおり、来年の4月頃の施行を想定してございます。

先ほど、政令でアメリカザリガニ等の規制などについても定めるとありましたけれども、こちらについては今年の10月頃に、そういった規制内容を含めた政令の公布を想定し

ておりまして、来年の春から夏ぐらいにそういったアメリカザリガニなどの規制が始まる、施行するというところで想定をさせていただきます。

それでは続きまして、資料3、通しの26ページ以降のところ、今回の基本方針の変更、主な論点について御説明させていただきます。資料4が具体的な基本方針の変更案となりますけれども、かなり文書量が多いので、基本的には資料3のほうで御説明をさせていただきます。

まず、資料全体の構成ですけれども、一番上の改定案の構成、目次、このように変更しましたというのを御説明させていただいた上で、7つの論点について御説明をさせていただきます。

1つ目から申し上げますと、外来種被害防止行動計画、これは国のほうで任意で定めている外来種に関する中期的な総合計画ですとか、外来種に関するリストを法律に位置づける、位置づけを明確化させるというのが1つ目。

2つ目につきましては、先ほど申し上げた責務規定の新設に連動して、各主体の役割と連携について。

論点の3つ目が、アメリカザリガニですとか、そういった一部規制を抜く特定外来生物の選定に関する事項でございます。

最後、論点の4から7については、ヒアリ等を想定しております要緊急対処特定外来生物に関する論点でございます。論点4は、その選定に関して、論点5につきましては、同定中の移動の制限禁止の命令に関して、論点6につきましては、これまで物品、輸入品だけであった消毒、廃棄などの対象物について、土地とか施設が加わったことに関連する事項、最後、論点7としましては、事業者との連携のための対処指針に関して、こういった構成で御説明をさせていただきます。

まず、基本方針改定案の目次でございます。28ページを御覧ください。赤字の部分が今の基本方針からの変更箇所となっております。第1の4番として「各主体の役割と連携」、これは目次のレベルで新しく追記をさせていただきます。

続いて、29ページの第3のところは特段変更を加えておりません。

30ページ、第4として、防除に関する規定でございますけれども、こちらは法律の立てつけの変更に伴って技術的な修正を加えています。

続いて31ページにつきましては、第5として通関前の輸入品等の検査に係る事項について書いておりますけれども、土地とか施設が検査対象に加わったということですので、要

緊急対処特定外来生物の移動の制限停止に係る部分について記載を加えております。

続きまして32ページは、第6として全部赤くなっておりますが、全て追加した部分となっております。要緊急対処特定外来生物に関する事項ということで、その選定ですとか、要緊急対処特定外来生物に関して権限を強化した部分について、その基本的な考え方を追記してございます。

また、第7としましては、その他ということではありますが、責務規定の部分に連動しまして、「国際協力の推進」といった新たな項目を設けてございます。

以上が、目次構成の修正点でございまして、これから7つの論点を1つずつ御説明させていただきます。

通し番号34ページの論点1を御覧いただければと思います。行動計画とリストについて、外来生物法との位置づけを明確化させるということで、まずは行動計画に関して、34ページに基本方針の修正案を記載させていただいております。赤字が現行基本方針からの修正箇所となっております。まずは役割分担の記載の中で、国のほうが施策を総合的に策定するというを追記してございます。

また、第7につきまして、もともと行動計画を想定したような記載が実はあったんですけども、そちらは赤字の微修正を加えてございます。ですので、今度、行動計画とリストも見直しをしていくことを想定しておりますけれども、見直しをする際に、基本方針に基づいて作成したという形で紐づけしたいと考えてございます。

続いて通し番号35ページが、外来種リストに関する基本方針の記載でございます。リストにつきましては、今の基本方針に全く記載がございませんでしたので、こちら赤字で書いておりますように、特定外来生物以外も含めたリストを作成して、国民への呼びかけですとか、防除推進、研究後押し、そういったようなことをすると。また、特定外来生物の指定、選定の際にも、リストを参考にするというを追記してございます。

同じく、第2の特定外来生物の選定に関する事項のところでも、リストを参考としつつ選定をするという形で、リストについて追記をしております。

36ページは参考ですので割愛させていただきます。

続きまして、論点2の37ページになります。こちらは法律で責務規定が新設されておりますので、国ですとか自治体の役割、こういったものを全て赤字で新しく記載してございます。まず、国の役割としてアからカまでございますけれども、こちらは基本的には法律に書いてある文章をそのまま引き写してございまして、下線を引いてあるところが法律よ

り詳しく解釈を書いているというところがございます。役割分担全体を通してですけれども、改正法に規定されている範囲内でより具体的な考え方、細部解釈のようなものを基本方針で書いていくということを想定しております。具体的には、国の役割のイのところ、下線部が細かく書いておりますけれども、局地的な外来種の解説として、「分布が一部の市町村に限定される」ということと、「かつ、急激に全国にまん延する危険性が高い場合」が該当するという形で書いてございます。また、生物多様性の確保上重要と認められる地域についても国が対策をするとありますけれども、その中身として、「制度上その生物多様性の保全を国が図る」とされている地域や種の生息・生育地といったことを記載してございます。

続きまして、38ページは参考資料ですので割愛させていただいて、39ページが都道府県の役割となっております。こちらにつきましても、アとイの下線部のない部分につきましては、改正法の条文からほぼそのまま引き写しております、下線部の部分を追記、基本方針でより細かく記載してございます。まずは、外来種に関する条例やリストの策定、また早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、関係自治体との連携促進、こういったことが都道府県に期待されるといったことを法律よりも具体的に記載させていただいております。

続いて40ページとなりますが、市町村の役割につきましては、先ほどの都道府県の部分の下線部の中で、条例とリストのところだけについて期待されるという書き方で、都道府県と市町村の求められる役割の違いといったところを表現してございます。

続いて41ページでございますが、事業者と国民の役割についてでございます。こちらにつきましても、下線部の部分が細かい解説となっておりますけれども、法律の中で外来生物を適切に取り扱うと書いてあるところについて、「外来種被害予防三原則を遵守」というような形で、その例示を入れております。また、イにつきましても、先ほどヒアリを想定した荷主ですとか、物流事業者を想定した規定ですが、若干解説を追記しているというところがございます。

続いて42ページでございます。こちらにつきましても、法律上、関係者は広く連携に努めるというふうに書いておりますけれども、下線部のところを法律より少し細かく記載してございます。特に、これまで出てきた主体が連携するのはもちろんなんですけれども、そういった対策を行う場所とか施設の所有者、管理者も含めて相互に連携をしてやっていくことが重要だということを記載させていただいております。

続きまして43ページについて、科学的知見の充実というところですが、これは法律の改正に伴って技術的な修正をしているのみでございます。

44ページでございます。「国際協力の推進」という形で、新たに今回記載を新設してございます。特に下線部の部分が重要かと思っておりますが、輸出国側での対策が非常に重要だということですか、あるいは日本から出ていくものに対しても責任と配慮が必要だということなどを記載しております。

続いて45ページとなりますが、「国民の知識と理解の増進」という形で、これも法律の条文に即して技術的に追記をしております。

以上が論点2でございます。

続きまして47ページ、論点3、アカミミガメ、アメリカザリガニに関する部分を御説明させていただきます。特定外来生物の選定の際の考慮事項というところで、下線部の部分が特に重要と考えていますけれども、こちらも法律の中では生息の状況とか、飼育されている状況に鑑みて検討すると書いていますが、その具体的な意味、例示として、たくさんの方が飼われているのですとか、野外にたくさんいる状況といった例示を加えております。また、同じく法律の中で、そのまま外来生物法の規制をかけるとかえって被害の防止に支障があると、被害の防止の支障の例示として、「大量遺棄を招いてしまう」ということを記載してございます。

また、真ん中、中段辺りの下線部でございますけれども、選定の際には、こういった規制を除外するのかについても併せて検討を行うということで、選定の際の専門家会合などで、規制の内容などについても検討を行うということを考えてございます。

最後、47ページの一番下の下線部ですが、当分の間、こういった規制を抜く規定を置くと法律に書いておりますけれども、何年間規制を抜くのかということについて、それを定めるのが難しい場合については、指定後にその解除する時期を検討するという形で、当分の間は最初に必ずしも決めなくてもよいという形で基本方針で記載をしております。

続きまして、次の論点、通しの50ページ以降となりますけれども、論点4以降はヒアリに関する部分でございます。まず論点4につきましては、ヒアリの要緊急対処特定外来生物の選定要件に関することでございます。こちら書いてありますとおり、アからエの全てに該当する場合に、要緊急対処特定外来生物の選定対象にするということで書いてございます。

まず、アですけれども、原則として定着していない、あるいは分布が局地的なものを選

びます。これは万が一、ヒアリがそこらじゅうにいるような状況になれば、移動停止などの措置とはまた別の措置が必要になるだろうということで、そのように規定してございます。

イとしましては、要緊急対処特定外来生物につきましては、特定外来生物よりもさらに著しく重大な被害があるという形で法律で規定しておりますので、その著しく重大というのがどういったことかを①、②、③で、定性的ではありますが、表現をさせていただいております。

続いてウですけれども、こちらでも法律の中で、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある、こういったものを選定するとありますけれども、こちらについて下線部の解釈を加えている。通常的生活様式を変えざるを得ないような非常に大きな被害があるということを書いております。

最後、エですけれども、こちらは法律上は記載されておられませんけれども、権限強化をしている移動の停止ですとか、あるいは検査、消毒廃棄命令、こういった規定が何か物に付着する性質を前提とした権限強化となっております。物についてくる、そういった性質を持っているものを要緊急対処特定外来生物に選定するというように書いてございます。

以上が論点4の要緊急対処特定外来生物の選定に関するものでございます。

続いて、通しの52ページでございます。要緊急対処特定外来生物に指定したものについて、同定中の移動の制限、禁止の命令といったものができるようになるという部分でございます。

具体の重要なポイントとしては53ページにありますけれども、移動禁止命令をいつ出すかということについて、同定作業を開始して結果が判明するまでの間、その間が移動の制限または禁止の命令の発動期間であるということを規定してございます。また、移動禁止命令の基準の考え方などについてですけれども、非常に物流にも影響を与える大きな権限ですので、きちんと「実効性のある方法とする」ということですか、その場に「とどめ置くことが極めて困難な場合」もあるかと思っておりますので、そういった場合については「必要最小限の移動とする」、そういったような考え方を記載してございます。

続きまして、論点6が通しページで56ページとなります。こちらにつきましては、これまで輸入品という物品を対象に消毒廃棄命令などはあったわけですが、土地や施設に対してもできるようになるという部分の規定の基本的な考え方でございます。

大事なポイントは、57ページの下線部の部分と考えておりますけれども、こちらについ

ても、こういった場合にこういった消毒廃棄命令を出すのかといった中で、「当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案」する、また「被害の防止に必要な限度」で行うということに記載しております。

最後59ページの論点7、事業者との連携のための対処指針でございます。こちらにつきまして、指針を定めるに当たっての基本的な考え方をこの基本方針で書いておりますけれども、こちらにも実効性のある方法とするという点と、また事業者が必須で、必ず守っていただきたい事項も指針に書く想定でおりますけれども、それだけではなくて、優良事例、ベストプラクティスをつくる、そういったもののために実施することが望ましい事項、こういったものも対処指針に記載していきますということを基本方針のほうで記載しております。

以上が資料3の説明となりまして、もう2点だけ、資料4の修正案の中で御説明をさせていただきますと思います。

通しの行番号で630、631行目のところになります。通しのページ数で言うと77ページになります。こちらは防除を行う際の基本的な考え方が書いておりまして、大部分は場所を移しただけで、今の基本方針と同じ記載なんですけれども、630行目以降のエの殺処分の部分について、中環審での議論を踏まえて一部記載を追記しております。エの630行目の後段の「従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ」、ここの文言を今の基本方針から追記させていただいております。こちらについては、中央環境審議会で答申をいただく際に御議論いただいて、答申にも記載した事項を、こちらにも反映したということでございます。

最後にもう1点、通しの行番号で言うところの1197行目でございます。通しのページ番号で言うと92ページとなります。下のほうに、「3 科学的知見の充実」とございます。1197行目のところに、「外来生物を簡易的に判別する技術」を推進するというのを今回追記させていただいております。こちらは1点、恐縮なんですけれども、提言ですとか答申の中で、特定外来生物を指定する際に、見た目では判別できないけれども、DNA分析でだけ判別できるものを指定すべきだということをお願いしておりましたけれども、改めてDNA分析技術について検討いたしましたところ、現場で、野外のフィールドで簡易に使えるというレベルにまでなかなか至っていないという部分もございましたので、今回、こちらでまず技術をきちんと開発する、実用化するところを記載させていただいております。

説明が長くなりましたけれども、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【石井座長】 どうも御説明ありがとうございました。かなり長いのですが、それでは議論を全部一括ですると大変そうなので、3つの部分に分けさせていただければと思います。資料1の27ページですか、論点1から7まで整理しているところがありましたけれども、1から7までのうち、1と2が全体に関する、論点3がアカミミガメ、アメリカザリガニに関するもの、そして4から7が主にヒアリを想定したものということになっていますので、このような3つのパートで議論させていただければと思います。

それでは最初に、論点1と2です。全体に関わることにつきまして御意見、御質問等があったらお受けしたいと思います。先ほどありましたように、御自分のお名前のところにカーソルを持っていきますと、右側に手のひらマークが出てまいりますので、ここを押す形で挙手してください。私のほうから確認して指名させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

実は、先ほどもありましたように、先週6月2日に野生生物小委員会がございまして、そこでも少し委員の皆さんから意見を伺っています。この外来生物対策のあり方検討会の委員のうち、私と磯崎委員、五箇委員も野生生物小委員会の委員なんですけれども、五箇委員は小委員会は御欠席でした。磯崎委員からは幾つか書きぶり等について御意見を伺ったりしています。ほかの部分もあると思いますけれども、まずは論点1、論点2のところでご意見をお願いしたいと思います。

では、取りあえず論点1、論点2のところでは何かございますでしょうか。

中井委員、お願いします。

【中井委員】 論点の1と2に該当になるのかな。この支援事業というのは1と2に関する部分でよろしいんですかね。

【石井座長】 そうですね。支援はそうだと思いますね。

【中井委員】 になるんですかね。今、既にある支援事業として、例えば18ページにあるような保全推進支援事業を御紹介いただいているわけですが、ちょっと説明を聞いていなかったのがごめんなさい。これ以外に何か別のタイプの支援事業というのも想定されているのか、あるいは今ある支援事業の枠を拡大するだけを想定されているのか、このあたり地方自治体の責務を果たしていく上で支援いただくというのは、どのようにお考えなのか、想定されているのかということ、まずは外来室さんにお伺いしたいと思います。

す。

【石井座長】 今、中井委員が見ている資料はどれですか。

【中井委員】 資料1の通しページで行くと22ページですね。

【石井座長】 そうしましたら、環境省のほうからございますでしょうか。

【環境省（水崎）】 中井先生、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、今は支援事業というもので財政的な支援を地方公共団体にさせていただいております。また、今回法改正で国の責務として、地方公共団体の支援をするということもありますし、地方公共団体自体の責務も規定されたということで、我々としては支援を何らか強化できないかということは考えてございます。財政支援ももちろんそうですし、今までやってきた防除マニュアルなども技術的な支援もあるかと思えます。審議会の中でも人材育成が大事という御指摘もいただいておりますけれども、そういった専門家派遣の仕組みを新たにつくるといったことも含めて、とにかくお互い責務を果たせるように、こういった支援を強化していきたいと考えてございます。

【中井委員】 要は、財政面での支援というのは、ここにある例示された支援事業の拡充を考えておられるということですか。

【環境省（水崎）】 現時点での財政支援は、こちらの事業になるかと思えます。今後どういう形にしていくかというのは、まさに検討しておるところですので、こういった支援をある意味どういった戦略でやっていくのか、一番実用的かというところをよく考えて、今検討を進めているところでございます。

【中井委員】 いずれにせよ今後検討されるということですね。ありがとうございます。

【石井座長】 中井委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆さん、論点1と2の部分で何かございますでしょうか。意見を述べられるときは、統合した資料のほうで通し番号のページで何ページか言っていただくとありがたいなと思います。パワーポイント型の横位置のものと、それから下のほうには資料4ですね。基本方針案の文案というのがあるわけですが、どちらでも結構です。

では、竹内委員、お願いいたします。

【竹内委員】 御指名ありがとうございます。そして説明ありがとうございました。今、ちょっとお話を聞きたいと思うのは責務規定の話です。県と市町村に責務を決めて、市町村は努力するというふうな形にさせていただいたということで、もちろんこれで進むだろうと思うんですけども、私は具体的にはアライグマの防除が頭にあって、それで話を

考えているところなんですけれども、現実、アライグマの防除は、今は県が防除計画をつくった場合、ほぼ市町村さんが頑張ってる。市町村も自分たちでやるのはなかなか難しいので、業者さんにやっていただくという形で対応しているのかとは思いますが、頑張ってる市町村も少しあって、その方々のほうが、今この責務規定で言っているところだと、県よりも現実しっかりやっているところで、努力してくださいという責務規定で、お願いしますよという話のところは、もしかすると現実はずっと先に行っちゃっているのかなという気はしています。

ただ、もちろん書きぶりとか、きつくしてどうするのというところはあると思うので、この形でいいのかなとは思いますが、現場でアライグマですごく困っているところの市町村は、もう実際はすごく動いているので、そのところをうまく取り込んでいきたいなというところがあります。

現実、何ができるのかという話になるんですけども、国への確認というふうな話で、県や市町村が情報を国とやり取りして、指示を受けたり、どんな方法がいいだろうかみたいな話ができる機会があると思うんですけども、今回、そこは逆にしなくてもいいよという形で免除していただいているようです。そうすると、もしかすると乖離していつてしまうかとも思って、国も全部は面倒は見られないかなとは思いますが、その辺の連携のところの間違ったというか、弱くなっちゃう方向に行かないようにならないかなというのはちょっと心配するところで、全然議論するような内容ではないんですけども、そういうふうな感じを受けたところです。

国としては、そういう形で県や市町村から直接相談を受けることは実際あるかどうかとも知りたいですし、その辺のところはどういうふうに連携を取っていこうかと思って、この責務規定のところの話をこれから運用していこうかと思っているのか聞きたいなと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。それでは、環境省のほうをお願いします。

【環境省（水崎）】 竹内先生、御指摘ありがとうございます。県と市町村、あるいは国と自治体の連携に関してでございますけれども、現在実態としては、県、市町村は、先生御指摘のような実態があると思いますし、国では、全国8か所ある地方環境事務所を中心に、都道府県だったり、主に政令市とかだと思いますが、その辺、自治体との連携会議といったようなものやっております。外来種対策に関していろんな情報交換ですとか、そういったことをする会議を定期的には開催しております。

なので、それぞれ今回責務規定ができて、本当に全国一律なのでざっくりしたものでは

ありますけれども、役割分担を整理されましたので、それに沿ってどういうふうに連携していくかということは、こういう場を通じてまたやっていきたいと思えますし、できれば現地の我々の体制も強化して、地公体の方への支援ですとか、連携促進を進めていきたいと考えてございます。

市町村が努める規定となっておりますのは、やはり、かなり自治体の規模ですとか能力も差がある中で、こういった努めるといった規定になっておりますけれども、一方で、資料にない説明だったので分かりづらかったかもしれませんが、都道府県と市町村が一緒になって防除をやりますという形の場合のみ、市町村の確認手続が要らなくなる、そういった法の立てつけとしておりますので、こういった規定も使いながら、県と市町村の連携促進というところを進めたい、また財政支援についても、しっかりやっていきたいと考えております。

【石井座長】 竹内委員、よろしいですか。

【竹内委員】 ありがとうございます。今聞かせていただいたように、環境省の事務所さんが、体制強化という言葉もありましたけれども、前に出ていただいて、都道府県、市町村と連携会議とかでやっていただけるということで具体的に分かりましたし、私は市町村が国の確認を不要という話は聞き違いしていました。県が公示等をするときに、市町村も一緒にやるよとしてあれば、もうしなくていいというふうに聞こえていました。そうじゃなくて、一緒の対策をやるということであれば不要だということが分かりましたので、県の計画の下で市町村が独自にやる計画の防除等は、国と確認を取ってやるんだということで、そのときにまた環境省の事務所さん等と情報交換ができるということで、いいようにできるものがこういうことだということが分かってやれるのかと思えますし、支援いただけるかと思えます。よく分かりました。ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。

それでは、磯崎委員、お願いします。

【磯崎委員】 ありがとうございます。先日の野生生物小委員会で発言したことなんですが、こちらの委員会との関連でも内容だけちょっと簡単に触れたいと思えます。資料の通しページで37ページからのところで、ちょうど今ほかの方々が指摘している責務規定に関わる場所です。私が指摘したのは、37ページが触れている国の役割、国の責務に関する規定のところ、条文とほとんど同じ内容になっているということなので、もう少し既に国が行っている役割、施策や措置などを分かりやすく簡単に加えたほうがいいのではない

かというような指摘をしたところでは、今、ほかの方々が触れたように、実はほかの野生生物小委員会の委員からも責務規定に関連して、地方自治体や市町村についても同じような指摘がありました。特に人材育成とか、都道府県、市町村でこの分野の専門家がその職務をする場所に配置されるようにすること、あるいはそれを支援すること、または、今、竹内委員からも指摘があったような連携について、国がバックアップをとというような指摘もありましたので、ちょうど同じような見解が両方出ているのかなと思いました。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。ここについてはいいですね。おさらいをしていたということかと思います。

それでは、中井委員、また挙手されていますか。

【中井委員】 都道府県と市町村の役割ですけれども、今市町村ですごく頑張っておられるところがあるというのは、まさにそのとおりだと思いますが、環境省からも御説明いただいたように、いろいろな対応状況の違いもあるので、対応がなかなか難しい市町村に対しては、やっぱり努力規定でないと難しいかなという現実を配慮いただいたものだと思います。

その中で、私も県にいてよくある役割分担なんですけれども、地域住民の直接的な被害、農林水産業あるいは生活衛生上の被害、身体に対する危機ですよね。そのような被害を防ぐため、低減するための防除ということは市町村が行って、外来生物法が掲げている生態系等に関する被害の中の、まさに生態系に関する被害的な部分、これは市町村じゃなかなか対応できないので都道府県でやるというような大きな仕分け、役割分担がずっと続いてきているように思います。そのような役割分担の在り方みたいなものが場合によっては例示されていたりすると、これまでどおりなのかなというふうに受け止めてもらいやすい。要は、片や義務、片や努力義務という程度の差ではなくて、やはり性質の違いというものをある程度見えるような形にさせていただくのも1つのやり方かなと思いましたので、御参考にしていただけたらと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。環境省の方で、この部分で何かございますか。

【環境省（水崎）】 中井先生、まさに現地の状況を踏まえた御指摘いただいてありがとうございます。大変参考になります。ちょっとどういった表現ができるかというのは、ぜひ検討したいと思います。一方で、法律で書いてあること以上に書き過ぎるというのも、

上下関係と申しますか、法律があって基本方針があるという立てつけの中で難しい部分もありますので、そこも踏まえてどこまで何が書けるかというのを一度検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。

【環境省（大林）】 外来室長の大林です。今、滋賀県の例がありましたが、ちょっと他の事例も調べてみつつ、どういうふうに現実的なのかというのは考えてみないといけないかと思っています。

【中井委員】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。恐らく、市町村が地域住民の生活に直接的な影響があるという点で防除するというのは、やはり、それであれば市町村にも対応部局がちゃんとあるということの裏返しかもしれませんので、また、あまり書き過ぎることはできないというのはそのとおりだと思います。いろいろ書かれる際に、そのあたりの背景事情について思いをはせながら、うまく書いていただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。

【石井座長】 ありがとうございます。この部分はよろしいでしょうか。

論点の1と2、全体に係る部分に関して、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。ないようでしたら論点3に移りたいと思います。

論点3に関しては、先ほど言いましたように、アカミミガメ、アメリカザリガニの指定を想定した適用除外の部分でございます。では、ここの部分で御意見、御質問があったらお願いいたします。また挙手ボタンでお願いいたします。

中井委員、お願いします。

【中井委員】 今回は飼育について適用除外されるということで、あとは飼育に至るまでの野外で採集した個体を運搬して飼育するというのも認められる行為になってくると思うんです。販売というものがなくなってきて、販売ルートでの入手というのではないけれども、個人が野外で捕まえたものを飼うという形は可能な状態が維持されると思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【石井座長】 環境省、お願いします。

【環境省（水崎）】 販売ですとか頒布——頒布というのは、無料であっても幅広く配るということですが、販売、頒布しようと思って飼育したり、運搬したりというのは規制対象として想定していますけれども、そうではなくて、地域の一人一人のお子さんとかが外でザリガニを捕まえてきて、おうちで飼って、場合によっては、お友達に金銭のやり取りなしにあげてとか、そういった行為は規制対象から外すということで考えておりま

す。ただ、そういった一般の方でも、一度捕まえておうちに持ち帰ったものを外に放す行為は規制対象にするというような形で考えております。

【石井座長】 中井委員、よろしいですか。

【中井委員】 一応そういうことで、それは要は飼育だけじゃなくて、その飼育につながる運搬というものも除外される形になってくると思うんです。あと気になるのは、そのよなでできること、やっていいことをやっていいと、実際これは今回の、今日の議論すべきところではないのかもしれませんが、ある意味、飼育の蛇口を絞る部分が、やっぱり絞り切れないだろうなという現実があるので、そういうふうになっていると思うんですけれども、そうやって自由にとって飼える状況がそのままであると、やはりつつい逃がすこともそのまま行われてしまわないかと。もちろん、法律上はかなり厳しく罰則規定があるよというのは啓発するにしろ、何かその蛇口をできるだけ絞る方向にうまく普及啓発できるような空気づくりというのも大事じゃないかと思うんですけれども、そのあたりは今回の法改正についてはいかががお考えでしょうか。

【石井座長】 環境省、いかがですか。

【環境省（水崎）】 御指摘ありがとうございます。国会審議の中でも、まさにそういうようないろんな議論がございました。そういうふうに外から幾らでも取ってこれると、やはり飼っている数が十分に減らないんじゃないかという側面は、確かに一方ではあるかとは思いますが。ただ、今回一番大きな部分が、やっぱり逃がさないようにしていただく。特に今、数百万個体飼われているかもしれない両種について、飼育が規制されるんじゃないかというところの誤解が広がって、逃がされてしまうということも極力阻止したいという中で、段階的に規制も入れながらやっていく、ある意味ちょっと慎重にやらせていただきたいというような議論をさせていただきました。規制はそういう規制の形としつつ、普及啓発をどういうふうにしていくかというところを御指摘も踏まえて、また考えていければと考えております。

【中井委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。ほかの委員は、この論点3に関してはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

そうしましたら先に進みます。次が論点4から7ということで、最後までなんですけれども、主にはヒアリ類の指定を想定した部分でございます。では、この部分で御意見、御質問等があったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、秋田委員、お願いいたします。

【秋田委員】 ありがとうございます。秋田です。

2点ほど質問させていただきます。まず1点目ですが、通し番号84ページの873行目のところで、「第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項」については、予防措置の観点で、この項目が設定されていると思います。そういった中で、例えばヒアリ等の予防措置として、ヒアリ等が発見されやすい機会としては、コンテナが開かれる時だと考えられますが、「輸入の許可を受ける前のものに限る」とした時に、本当に実態に即した予防措置となっているのかというところがちょっと疑問に感じます。ここで、コンテナが開けられる機会をもとにした場合、「輸入の許可を受ける前のものに限る」と、大体どれぐらいの割合がカバーされることになるのでしょうか。これが、質問させていただきたい1点目です。

次に2点目ですが、通し番号の87ページ、997行目になります。今度は実際の要緊急対処のほうに入ってくるわけですが、まず、こちらでは、予防措置の場合と異なり、通関後の貨物も含まれるすべての貨物が対象となっています。そして次に、一番感じるところが、997行目の真ん中ぐらいからなんですが、要緊急対処がとれるのが「当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において」というような前提になっているかと思うんです。そうすると「第6 要緊急対処特定外来生物に掛かる基本的な事項」では、発見後の通報が重要になるのではないのかと思うわけです。そうしたときに、今回の権限強化によって、貨物の移動の制限または廃棄が行えるようになると、一方で、発見した後の通報が以前よりもされにくくなるように思います。そうすると、結構、相矛盾するようなことを同時にされようとしているのではないかと感じます。確かに、各主体の役割と連携のところで、こうした問題について対処なされようとしているのは分かるのですが、将来的に、どのような方法で、発見後の通報をしやすくするような仕組みを強化されていくと思われているか、お教えてください。よろしくお願いします。

【石井座長】 ありがとうございます。では、環境省、お願いします。

【環境省（水崎）】 秋田先生、御指摘ありがとうございます。ひょっとしたら御指摘の趣旨、理解不足の部分があるかもしれませんが、最初に御指摘のあった第5は輸入品等のところ、これはいわゆる通関前を想定した規定でございまして、もともと改正前の法律でも、こういった規定があったということでございます。こちらについては、例えば植物防疫の中で見ている物品も一部ありますし、そういったときに特定外来生物がいたと

きに環境省に植物防疫所から連絡いただく、そういったような連携も今させていただいております。100%ではもちろんないわけですが、ある程度は予防的な措置の実効性がある部分かと思っております。

通過後に関しては御指摘のとおり、通報ですとか、環境省もリスクが高い港湾を積極的に調べに行ったりもしていますので、そういった調査で見つかった場合が具体的には想定できるというふうに考えております。なので、そういった環境省の調査、あるいは場所によっては港湾管理団体で調査を自主的にしていただいているところもありますので、そういったところの調査を強化していくというのもあると思いますし、また御質問のあった通報の強化というところ、こちらはまさに今回改正法の対処指針の中で、ヒアリの同定というか、怪しいのは、こういうアリだったらヒアリかもしれないですよという研修動画を見ていただくとか、そういった疑いのあるアリがいたときには、誰が環境省に連絡するのかといった連絡経路を整備してください、そういったことを対処指針の中で書きたいと思っております。

話がまた予防措置のほうに近くなりますけれども、同じく対処指針の中で、輸出国側で例えばヒアリが入りにくいような忌避剤を入れておくですとか、そういったものは100%やるのは難しいと思っておりますけれども、優良事例として、やれると望ましい事項として、同じく対処指針の中に書くことができないかと考えておまして、こういった形で予防措置と通報を増やすというところを何とか進めていければと考えております。

【秋田委員】 実態として、様々な場所で輸入コンテナから貨物が取り出されていると思うんです。それが、「輸入の許可を受ける前のものに限る」とすると、いわゆる保税地域内に限られてしまうと思うのですが、それ以外に、通関後、コンテナのまま内陸部の工場や倉庫に輸送され、そこでコンテナから貨物が取り出されているケースもかなりあると思います。こうしたことから、輸入の許可を受ける前のものに限った場合、輸入コンテナから貨物が取り出される全体のケースのどれくらいがカバーできているのかを、やっぱりしっかり把握されていた方が良いと思います。こうしたことは、例えば、国交省で実施されている全国輸出入コンテナ貨物流動調査の結果からある程度把握できると思いますので、今後、どれくらいカバーされているかという根拠となる実態をしっかりと示された方が良いと思います。

あと、先ほどの実効性、発見というところについては、通報しやすいような仕組みをつくらないと、そもそも通報がない限り、まったく情報が入らないわけですから、先には進

めないと思うんです。通報しやすいような仕組みをつくることが一番肝だと思いたすので、それをどう考えるのかというところにも重点を置いて検討していただきたいと思いたす。

以上です。

【石井座長】 環境省から何かございますか。大林さん、お願いします。

【環境省（大林）】 1つは、確かに今回の法改正の際もいろいろと調べたんですけども、やはりもう少し実情について調べないといけないと思いたすて、今回対処指針を定める際に、様々な業界にお話を聞くことになっています。それを聞いて、対処指針が現実合うような形にしていければと思いたすています。それが一つです。

あと、その際にいろいろとお話を聞くことによって、どうしたら通報しやすいかということも考えていきたいと思いたすし、さらには、これはどちらかという逆の方向の話になってしまうんですが、指針が守られない場合には、守っているかどうかという報告徴収の仕組みとか、また勧告とか命令、そういうこともできる仕組みも今回の法改正で組んでおりますので、両面で頑張っていきたいと思いたすています。

【秋田委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。

それでは、中井委員、お願いします。

【中井委員】 補足です。やっぱりヒアリは今のところ、港湾内コンテナヤードで圧倒的多数、大部分が見つかっていると思うんですけども、そのうちのかかなりの部分が、その場所にいる状態で見つかっているということは、ヒアリを実際に運び込んだコンテナは、それに気づかれず先へ入ってしまったということ、今御指摘あったように、どこかで開梱されたときには、そこでまた外へ出てしまうかもしれない、そういうリスクが常に付きまとっていることだと思いたすています。港湾や空港の貿易だけで本当に大変な御尽力だと思いたすんですが、やはり、コンテナの流通プロセスを押さえようと思えば、人間がやる行為ですから、ある意味、ヒアリというのは侵入経路が一番押さえやすい外来生物だとも言えると思いたすんですが、一方で悩ましい、人間がやる行為であるということ、逆に非常にやりにくい作業、手間のかかる協力の得にくかったりする作業かもしれません。今御発言いただいたように、いろいろとお手間のかかることだと思いたすけれども、人の管理している中に忍び込んでいる大変厄介なヒアリを、今回非常に厳しく対応ができるようにしていただいているわけですから、ぜひとも水際で防いでいってほしいなと思いたすています。よろしくお

願います。

【石井座長】 ありがとうございます。コメントということでもよろしいですかね。

この部分ですけれども、ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。五箇委員、何かこの部分はいかがでしょうか、ヒアリのところなので。

【五箇委員】 特にヒアリ対策、弊所も重点的にやらせてもらっているということで、この法律改正という部分に関しては、我々も事前に、あるいは検討会中も含めていろいろと一緒に検討させていただいているところであって、今御指摘いただいたとおり、実際問題、物流のシステムとしてはなかなか難しい限界点というところもある中で、かなりこれまで以上に踏み込んで調査及び検疫、そういったことができるように尽力している。

ただ、根本的にはやっぱり入ってくること自体を止めるというのは非常に難しい中で、先ほど優良事例という中で忌避剤を入れるといったようなプランや、我々のようにコンテナそのものをピレスロイド剤で消毒してしまうといったようなシステム、そういったものは開発していて、それをできるだけ多くの事業者に取り入れてもらえるように具体的に、まさに優良事例ですね。非常にそういったものが、防除効果が高いといった事例を示すと。そこは科学的な知見という部分の蓄積をもってですが、一層、この法改正に準じた上で、なおかつそういった防除というものを効果的に進められるように、これは法律の条文の形というよりも、本当に事例としてそういったものが定着するという中で、後追的にまた法律をさらに強化していき、あとターゲットとなるのは恐らくヒアリだけじゃないわけです。

今、ケーススタディーとしてヒア리를扱っていますけれども、こういった非常に重篤な生態系及び社会に対するインパクトのある種というのは、今後も侵入してくる確率は増えるであろうということもありますので、そういった部分もにらみつつ、ヒアリはむしろ1つのケーススタディーですよ。これをもって、まず成功事例をつくっていくということが重要かと考えています。

今いただいたような御指摘も踏まえつつ、実際に実行していく中で、また問題点を整理して、遠い将来あるいは近い将来、そういったところでまた法の補強という部分をしていくということも行われるかと思えます。まずは当面、ヒア리를何が何でも定着させないということを目指し、法改正に準じて、我々も環境省と共に尽力していきたいと思っているところなんです。

以上です。

【石井座長】 コメントありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょう。4から7のところですか。ヒアリを想定している部分ですけれども、この部分はよろしいでしょうか。ないようでしたら、結構早く終わってしまうので、もう1回初めから戻って、論点1から7まで全部含めて結構ですので、御意見を伺えればというふうに思います。

それでは、竹内委員、お願いできますでしょうか。

【竹内委員】 1つだけ気になっているところがありました。行動計画の文章を流していただいた資料4の何行目だか分からなくなっちゃったけれども、殺処分の話をしていましたよね。

【石井座長】 630行目とか、その辺りでしたね。

【竹内委員】 630行のところ、「捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には」と書いてあって、まさしくこの書き方で配慮しなければいけないとは思いますが、これがどの範囲に及ぶのか。普通、これは動物愛護管理法の規定に沿う話なのかと思うんですけれども、そういう理解でいいですよ。

【石井座長】 環境省、いかがですか。

【環境省（大林）】 すみません、もう一度お願いできますか。

【竹内委員】 聞こえなかったですか。資料4の630行に赤い文章で足されたところで、殺処分の話を書いてあるんですよ。630行は、「第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項」の中の「防除の原則」のエかな。ここに書かれている、「やむを得ず殺処分しなければならない場合」と言っている対象は、動物愛護管理法に規定される動物群という考え方でよいか。だから、脊椎動物、哺乳類、鳥類、爬虫両生類、両生類は入る？ 爬虫類？

【環境省（則久）】 動愛法は哺乳類、鳥類、爬虫類が対象で、人の占有下にあるものが対象という形になってまいります。動愛法に基づきまして、「動物の殺処分方法に関する指針」、できるだけ苦痛を与えない方法で処分しましょうという告示がありますが、これはいろんな動物の処分に当たっても基本的に共通して、この指針の趣旨に配慮してやりましょうという考え方が示されております。

【竹内委員】 では、エに書かれている対象は、動物群は規定していないということですか。

【環境省（則久）】 こちらについては、基本的にできるだけ苦痛を与えない方法という

のは、どんな動物群であってもできるだけ配慮はしましようということでございます。もちろん技術的、コスト面でできる限界は当然ありますので、「できる限り」が必ずつくんですけども。今回このフレーズで御紹介したいのは、従事者の方の心理的な負担にも配慮しつつというのが、前回の委員会とか提言の表現もいただいて、ここに入れてあるというところの御紹介でした。

【竹内委員】 その経緯は覚えていて、こういう配慮は当然していただきたいなと思いますし、本当にやるほうは、やっぱりかなり苦痛だとは思うんですよね。だから、そういう方法でやりなさいというふうに書いていただいて、やるほうも、そういうふうにしよとなれば、実作業の中で対応するようになるかと思うので正しいとは思うんですけども、具体的に実際やるときに、これはどんな動物でもという話であって、しかもできる限りという話だと、何かちょっと広くてぼけている話になるから、あれっと思うんですけども、そこは爬虫類まででは駄目なんですかね。

【環境省（則久）】 基本的には、爬虫類以上が対象でそれ以下の分類群はどんな方法でもいいというわけでは必ずしもない。そこはできる技術がある、あるいはコスト面で可能なのであれば、できるだけ苦痛がない方法を、これは動物愛護というか、どちらかというところアニマルウェルフェアの考え方だと思いますけれども、そこはあっていい部分だと思います。ただ、当然その現場、現場の状況に応じて取り得る手段というのはどうしても限られる部分もございますので、その中で一番取り得るものということにはなると思います。

【竹内委員】 では、ここは聞いてよかったかもしれないですね。普通にではないですけども、これを読んで、私は動物愛護管理法の規定の話なんだろうというふうに勝手に捉えましたし、でも実際はそうではないという話であれば、今言っていたように、技術的に可能なものはそれに沿ってやりなさい、やってほしいですという話であれば、そういうことが伝わるようにしてほしいのと、技術的な方法について、何か具体的に分かるように情報提供していただくということもあったらいいかと思いました。

【環境省（則久）】 今でも種ごとには、そういう方法をマニュアルとかでお示ししていると思いますので、もちろん全ての外来生物の動物群に対してはなかなか厳しいかもしれませんが、やっぱり代表的なもので、現場で自治体の方がよく従事されているようなものについては、そのあたりはマニュアル等で明示をしていくという形で考えたいと思います。

【竹内委員】 いいと思いますし、そうやって情報を蓄積していくと、これからやられる

市町村もこういう方法があると。一応それも調べなきゃいけないくて、どこがどうやっているんですかと必ず聞かれるんですけれども、それがどこかに示されていたら、こういうふうにやればいいんですねというのと、もっと踏み込んでいくと、多分その問題点とか課題とか限界ということも分かってくるかとは思っているので、そうするとどんどんよくなっていくんじゃないかと思えますし、そういうきっかけになるかと思えますので、そんな情報提供も考えていただけたらありがたいです。

【石井座長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。確かに、動物愛護法は系統分類では爬虫類以上になっていますけれども、両生類には大型のものもいますし、アメリカザリガニなんか結構大きいので、それを子供の前で殺すというケースもあるかもしれないし、いろいろなかもしれないですね。この辺は少し検討の余地があるかなというところですけども、環境省のほうはいかがでしょう。

【環境省（水崎）】 御指摘ありがとうございます。基本方針は全分類群に関することでもありますので、記載としては、どうしてもこういうふわっとした形になってしまうかとは思いますが、防除マニュアルとかをつくっておりますので、こういった悩みがあるようなものについては、重点的にそういった取組を進めるという形で実際の対応はやっていけたらと考えております。

【石井座長】 ありがとうございます。

ほかの部分を聞きましょうか。では、田中委員、お願いします。

【田中委員】 アメリカザリガニについて、非常に身近な生物で、今回の法改正で大きなポイントだろうと思います。関係する人や現場が多いので、私のところにもいろいろ意見が伝わってきました。先ほど環境省の方から、これから普及していくという話はあったので、それでいいんですけれども、ただ普及のやり方には注意が必要だと思います。というのは、本種が非常に影響の大きい対象で、今回の改正が特定外来生物になっているけれども、例外規定があるからです。だから、その辺が一般の方には分かりにくいんですよ。ですので、積極的な普及が必要で、例えばザリガニに関わる人が多い子供たちに直接関わっている学校の先生に普及する。そうするためには、文部科学省と協力されて、先生たちにこの辺のことを子供たちに教えてもらえるような取組をやったほうがいいんじゃないかと思えます。

パンフレットを作るというのも大事なんですけれども、それだけだとなかなか普及しない。マスコミは、センセーショナルに書きたがるのでバランスが悪いというところもあり

ます。ですから、特にアメリカザリガニについて、積極的に学校教育なんかで、アメリカザリガニとの新しい付き合い方を伝えたらいいんじゃないかと思います。

以上です。

【石井座長】 分かりました。環境省のほうは何かございますか。

【環境省（水崎）】 田中先生、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、非常に社会的な関心が高いことですので、我々も気をつけて、規制内容の周知は積極的にもちろんやらなきゃいけないですし、かつ、誤解がないような形でやらなきゃいけないと常に思っております。学校の教育というのもすごく大事だと思っております、文部科学省さんと御相談させていただいたりとか、まだ規制の内容は決定していないわけですが、こういう検討をしていますという情報を教科書の出版社の方に御案内したり、それを受けた御質問に対応したりというようなことをこれまでできております。あとは、学校の先生、理科の先生が集まるような集まりの場でも周知をすとか、そういったことを多方面でしっかりやっていけたらと考えております。

【石井座長】 ありがとうございます。田中委員、よろしいですか。

【田中委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 それでは、五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 アメリカザリガニとアカミミに関しましては、長いこと本当に議論されていて、何とかぎりぎりのところでの妥協案という言い方はちょっと語弊もあるかもしれませんが、輸入を止めるというやり方を取るというのが一つの案だと思っております。

いざ飼育するとなると、やっぱりアメリカザリガニというのは非常に繁殖力があって、増やさないようにと言われても、分からないでオス、メスを放り込んでおけば簡単に増えてしまいますし、アカミミガメのほうは今度は寿命ですね。非常に長い寿命を持っていて、想像以上に、飼育し始めたらとんでもなく長生きされちゃう。こういった性質ゆえに、飼われていて逃されての繰り返しがあったという中で、飼育してもいいよという形の特例を取ったはいいけれども、結局飼いきれなくなったらどうしますか、あるいは増えちゃったらどうしたらいいですかという回答を、やっぱり何らかの形で準備しておかなくちゃならない。私自身、メディアとか講演会なんかでこういう話をすれば、必ずそういった質問が出てくるわけですよ。

そういったところの出口というものも考えて普及啓発をしておかないと、今飼われているものが逃がされてしまうというリスクも分からないでもないけれども、今後また飼育が

続いてしまって、結局同じことが繰り返されるというリスクは当然ついて回る。だから、その生き物の性質というものを、やはりどれだけ皆さんに知っていただくかというのがすごく重要になってくると思うので、そこのところですね。防除云々というところは、これからはどんどん進められるにしても、飼育をある意味、見逃すという形を取るということは、その部分での出口といったところで、増え過ぎたものをどうするか、長生きしちゃっているものをどうするかということに対しての回答といったものは、環境省としても用意しておく必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

【石井座長】 実は野生生物小委員会でも、この辺の御意見はあったんですけども、五箇さんは質問されたらどんなふうにお答えになっているんですか、参考までに。

【五箇委員】 基本的には、例えば我々がやっていたクワガタやカブトもそうなんですけど、飼育するということは、やっぱりその命を預かるということなので、本来ならば何が何でも死ぬまで面倒見ることが、飼育としての本筋になってくる。どうしても飼いが切れなくなったらどうするかということについて、もうどうにもならなかったら食べるしかない、あるいは標本にさせていただくしかないというふうになると。どうにもならないからといって、逃がしてしまうことは絶対やっちゃいけないということで、よくあるおさかなポストであったりとか、そういった形で受け入れるという施設もありましたが、結果的にはやっぱりパンクしてしまうわけです。そういった逃げ道があると分かれば、また飼育に対して放棄してしまうという無責任が生じてしまうことにもなり得るので、環境省が下手に受け取りますなんて言おうものなら、どえらいことになりますから、やっぱり飼育というものに対する責任をいかに、そこも含めて普及するかというのはすごく大事なところになってくるかと考えています。

【石井座長】 ありがとうございます。野生生物小委員会でも、動物園等に放置しにくるというような話も出ていましたけれども、環境省のほうは何かこの件についてございますでしょうか。

【環境省（大林）】 五箇先生、ありがとうございます。本当にそのとおりで、今まで安易に飼ってきたというのは、これからは本当に無責任な飼育というのが一番まずいというところも含めてお話をしていけないといけないかと思っております。対策について、いろいろ御意見がありますので、それらを踏まえて出口というのを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【石井座長】 ありがとうございます。

そうしたら、中井委員、お願いします。

【中井委員】 補足になりますけれども、先ほど、飼うために新たに捕まえて運搬するのはいいんですねと聞いたのは、その辺に関係することなんです、要は安易に飼い始められてしまうから、つつい責任が取れないような状況になって、飼い始めて、初めて気づくという場合も多いと思うので、うまく何か蛇口が絞れるような空気づくりというのをぜひ頑張ってくださいなと思います。

特に最近、今回の法改正の中でマスコミ報道などで気になったのが、殺処分が強調されているくらいがすごく気になりました。これは実は違いますよね。多分、法改正の中で、どこにも殺処分しなければならないと書かれている条文はないと思うんです。そうじゃなくて、放すと物すごく罰金がかかるようになって、放す行為が罰則つきで禁止されたというのが新しい変化であって、でも、それというのは環境省さんが、これまで動愛法の関係の延長でずっと頑張ってきた、まさに五箇さんも今言われたけれども、終生飼育というのかな、それに尽きると思うんですよね。これまで訴えているように、終生飼育を続けるんだったら飼い続けることができますよと。

要は、外来法で規制対象になっているけれども、これまでどおりちゃんと責任を持って最後まで飼ってくださいねというところをやっぱり強調してもらわないと、飼えなくなったら殺処分しなきゃいけないという形の話になってくると、気をつけないと、またそれが新たな逃がす行為を助長してしまう。そんなことできないから早く逃がしてしまおうということにもなりかねないので、マスコミさんにもその辺きっちり、うまくお伝えいただいて、国会答弁であれだけ殺処分と出てしまったのも問題だと思うんですけれども、ちょっとそのあたりをできるだけトーンダウンしていただいて、今までどおり飼い続けることができるように特別に配慮されているんだというところを強調するようなPRをぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。御意見として承りましょうか。

ほかの委員の皆さん、ほかの部分でも結構ですので、言い残しが今日はないようお願いしたいと思います。中井委員、続けてですか。お願いします。

【中井委員】 先ほど、水崎さんが一番最後に指摘された外見上、見分けの難しいもの、特定外来の選定は難しい事情もあるので、これは多分、取締りなんかの現場でまさにそう

いうのに直面するというのは、この間教えていただいて、確かにそのとおりだと思うんです。一方で、海外の近縁種、特に在来種と交雑しそうなぐらい近縁なものを、やはり入られたら非常に困るわけですので、あらかじめ特定外来に予防的に指定するというのも考えていくと、要は、まだ野外で問題化していない段階で水際で防ぐという意味では、やはり、DNAで十分正確に判別できるようなものの輸入をまとめていくというような形での特定外来の指定というのは十分あり得ると思いますので、ケース・バイ・ケースでできるだけ柔軟に御対応いただきたいなと思います。現場での混乱ということは、もちろんあり得ることですけれども、そうならない以前に持ち込みをできるだけ止めるようなバリアとして働かせるという意味では、十分有効な手段だと思いますので御検討いただきたいと思います。それが1点です。

もう1点が、国と地方自治体、地方公共団体との役割分担で、特に国は初期対応をするとか、国が保全活動が義務づけられているようなところを中心にやっていくというのは、そのとおりだと思います。ただ、半分個人的な、私は滋賀県琵琶湖に関わる人間だからということで、琵琶湖のこともちょっとだけ意見させていただきたいと思う事情がございます。

それは何かというと、残念ながら琵琶湖は国定公園であり、国立公園でもなく、あるいは希少種の保護区にも該当していないという状況ではあるんですけれども、一方で、琵琶湖というのは御存じのとおり、世界有数の古代湖として非常に多くの固有種がいるという意味では、世界的視野で見ると、淡水生態系のホットスポットの一つでもあるわけです。ところが、そういう保護区等での規制、管理対象にはなっていないということで、国が何もできないというのはちょっとどうかなと常々思っておりまして、このあたりは先般の衆議院での環境委員会の中での質問に対して、また専門家等に御意見をいただきますという形での検討をお約束いただいていたわけですけれども、実際どうなのか、どういう形で確認ができるかということが分からないので、1点だけ申し上げておきたいと思います。

それは何かというと、琵琶湖というのは、琵琶湖保全再生法という議員立法の法律ができてまして、それによって国民的資産という形で位置づけられています。その中で、国が支援する取組対象として、外来種対策も具体的に書き込まれているんです。その中で、例えば特定外来生物オオクチバスが動物の代表として挙げられていますし、植物の代表として、特定外来生物オオバナミズキンバイを例示する形で、動物、植物の対応を国としても支援していくという形で書かれているわけなので、やはりそういう支援をしなければなら

ないということが、法律上も明記されているような状態にあるということはいままで使っていただけたら、琵琶湖に対する事業の実施等も御検討いただけるのではないかと思います。

特にオオクチバスは、農林水産省と環境省との共管種ということで、水産庁の外来魚対策の経費がかなり支援で出ているので、環境省としては水産庁にお任せすればいいかもしれませんが、植物のほうは水産庁との共管種はありませんので、環境省は、じゃ、どうするんだということが問われると思いますので、またぜひ御検討いただけたらと思います。ちょっと身近な身内の話で申し訳ないんですけども、こういう形で、ぜひ支援の輪を広げていただくことができたらと思いますので、一言申し上げたいと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。今2点ございましたけれども、環境省のほうは何かコメント等ありますでしょうか。

【環境省（水崎）】 中井先生、ありがとうございます。1点目のDNAの部分、まさに交雑というのがかなり不可逆で、すごく難しい課題だということを我々も認識しております。一方で、御説明したような運用面での難しさもありますけれども、ちょっと基本方針にはっきり書くのはなかなか難しいのですが、運用の中でできることは最大限やっていたらと考えてございます。

2点目の琵琶湖に関しましては、まさに触れていただいた再生法でも支援ということを書いておりますので、先ほどの全体の支援というのももちろんありますけれども、その支援の濃淡という中で、そういったものをどういうふうに配慮させていただくかというところをきちんと検討できればと思います。

【中井委員】 ありがとうございます。

【石井座長】 よろしいでしょうか。

そうしましたら、田中委員、お願いします。

【田中委員】 もう一つ申し上げたいのは、国内由来の外来種について、この基本方針の中で言及していただけるということなので、ありがとうございます。海外からの侵略的外来種も大きな問題ですけれども、固有生物相を持っている日本の島嶼地域では、国内由来の外来種も問題になっていて、それについて何らかの国の方針というのが欲しかったわけですけれども、今回それが一応はっきり出されているということで、大変ありがたいと思います。具体的な取組は、やはり地方自治体とか、国の地方事務所とか、そういったとこ

ろが主体となりますので、そういう中で生態系の保全の取組が進むことを期待したいと思
います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。コメントということでもよろしいでしょうか。

【田中委員】 はい。

【石井座長】 ほかの委員はいかがでしょう。早川委員、何かありましたらお願いした
いんですけれども。

【早川委員】 特にありません。

【石井座長】 そうですか。では、全体通して、特に発言し忘れ等はないでしょうか。よ
ろしいですか。

五箇委員、挙手されましたか、お願いします。

【五箇委員】 先ほどヒアリのところで、本当にある意味ヒアリ特例と言ってもいいよう
な形で、こういった緊急対処のものを指定するということと、対処方針を決めるというこ
とで法改正していただいている、一方で、同じ外来昆虫でもヒアリが非常に特別扱いされ
ている中で、そのほかにもいっぱいいろいろと、手つかずとまでは言わないけれども、非
常に対処が遅れている中でどんどん広がり続けている種がたくさんいます。

アリで言えば、例えば昨日もちょうどテレビにも出ましたけれども、アルゼンチンアリ
というのは、本当に毒がないというだけで、結構ヒアリよりも軽んじられてしまっている
ところがあるんですが、実際問題は侵入圧ですよね。本当に人間生活に対してどんどん侵
略してくるという、ある意味、人間生活そのものに肉薄している外来種としても、これ以
上のものはないというほど、結構地域住民に対しては深刻な精神被害ですよね。生活に支
障を来すという事態になりつつも、ある意味ちょっと分布が広がってしまっているという
ことで、この条文の中では、まだ侵入しておらず、あるいはまだスポット的にしか定着
していないからこそ、ヒアリのようなのはしっかりやりましょうと言っている中で、ま
だあまり広がっていないという定義の部分が、アルゼンチンアリの場合ははまらないから
しようがないかというような形で仕分けされてしまうと、今後、こういった特に非
意図的な外来種というのは知らず知らずのうちに入って、知らないうちに広がっちゃっ
いたら手つかずということになってしまうと。

手つかずとまでは言わないですけれども、追いつかないということになると、本来の外
来生物対策としては、後手に回り過ぎることになるだろうということもあるので、ヒアリ

という本当に諸外国の事例を見ても絶対的に入れちゃいけないというものに対して、ここまで厳しい対策を今講じているのはすごく評価すべきところですが、一方で、これが際立つ分、今、手が止まっている外来種に対して、もうちょっとフォーカスが当たるように、一層そういった部分の対策の強化という部分を今後の課題としてしっかりと頭に入れて、防除というものを進めていただきたいなと考えています。

何が言いたいかという、アルゼンチンアリというものは、既に広がっちゃっているからもう仕方がないと思うのか、まだこのレベルなら、スーパーコロニーというところまで行っていないんだから、頑張れば何とかなると判断するのかによっては、この法律の使い方もまた変わってくるだろうということで、そういった意味で忘れ去られし、というか、ちょっと忘却の彼方にありつつも、実際はすごい困っている外来種がいるということも改めて認識していただきたいなと、現場を持っている人間として思っているということです。どちらかというコメントに近いですが、以上、意見になります。

【石井座長】 私も昨日のテレビを拝見いたしました。結構大変なことになっているなという印象でしたが、環境省のほうは何かございますか。

【環境省（大林）】 私も昨日、テレビを見させていただきました。今回、この役割分担をしたのは、あくまで外来生物対策を総合的に推進するということが前提になっています。ですので、もちろんこれが何というところに関しましては、これからということもあるんですけども、全体として進むように頑張っていきたいというふうに思っていますので、そういうコメントにさせていただきます。

【石井座長】 ありがとうございます。クビアカツヤカミキリも結構大変なんですけれども、またそれに続く別の樹木に入る、生木に入るタイプのカミキリが入っているようですので、これも何か考えなきゃいけないかなと私も思っているところです。適当な時間になってまいりましたが、ほかの委員の皆さん、もうよろしいでしょうか。

では特になければ、次はその他ということなんですけれども、委員の皆さんからまず、その他ということでちょっと漠然としていますけれども、何かありましたらお願いします。よろしいですか。挙手されましたね。中井委員、お願いします。

【中井委員】 今回、本当に大胆な法改正に向けて頑張って、外来種の皆様が取り組んでいただいたこと本当に感謝いたします。その中で、国会審議等でもかなりいろいろな議員の方々からの質問、要求に対していろいろと答弁されている中で、実際、どのような答弁をされているのかということで、その中で、今日の会議の中でどれぐらいの部分が解決さ

れたのか、あるいはそこから先、運用とおっしゃいますけれども、実際運用の中でどれぐらいできるように担保されるのかとか、そういう非常に多くの宿題を担われていたと思うんです。私も全部の質問あるいは答弁の内容を把握しているわけじゃないんですけれども、また非常にいろいろと宿題の多い中で取り組んでいただくのは本当に大変だと思えますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、このような形での会議の場というのはそうそうないと思えますけれども、メールでの情報交換とか、いろいろな手段があると思えますので、またぜひ必要に応じて、ここに関わっている皆様方がお手伝いできるような場があればいいなと思っております。またよろしくお願ひいたします。感想でした。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。コメントということでよろしいでしょうかね。ほかはいかがでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【環境省（水崎）】 事務局からも特にございませんので大丈夫です。

【石井座長】 では、30分ほど早いという感じですがけれども、以上で全て御意見を伺ったということにさせていただいて、進行を事務局にお返ししたいと思います。皆さん、御協力ありがとうございました。

【事務局】 石井座長、ありがとうございました。

それでは最後に、松本審議官より御挨拶がございます。お願ひいたします。

【環境省（松本）】 本日は大変ありがとうございました。基本方針の変更案につきまして、幅広い御指摘、コメントを賜りました。座長の石井先生をはじめ、委員の皆様にご改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、中環審において、基本方針改定の審議を進めてまいりたいと考えております。

今回の開催をもちまして、現在予定している外来生物対策のあり方検討会としての実施は今回が最後になります。昨年1月に開催した第1回以降、委員の先生方には長期にわたり閣下に御議論いただきまして誠にありがとうございました。今回、基本方針を議論いただきましたけれども、重要なのは施行に向けて、いかに制度を現場の実行に落とし込んでいくかということだと思います。

引き続き、折々の機会にて、メールでも御指導、御鞭撻いただけたら幸いです。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和4年度外来生物対策のあり方検討会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上